奈良県教育委員会教育長訓令第十三号

事務局一般

奈良県教育委員会法令審査会規程（昭和三十年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長　矢和多　忠　一

第三条第二項中「教育企画課長、総務福利課長」を「総務室長、総務室長補佐」に改める。

第六条中「教育企画課」を「総務室」に改める。